

災害事例

労働安全衛生コンサルタント 山口好孝

24

突然の落下

その時、危険域へ入っていた手は……

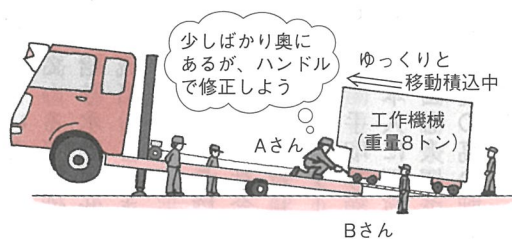
大小の産業用機械を主に移設・運搬するT社（労働者数約12人）で働くAさん（60歳）は、現場作業員として約10年になる。

◎労働災害発生状況

さて、晴天で穏やかな天候の下、移設依頼を受けてS社工場に到着したAさんら5人は、早速、大型の工作機械（重量約8トン）を運搬する作業に取りかかった。打ち合わせどおりに、まず工場屋内から工作機械をそりそりりと屋外へ運び出したAさんらは、次にこの機械を大型トレーラー（10トン車）に積載することになるが、この作業ではトレーラーの荷台へ機械を引っ張り上げるこ

ローラーが道板上から外れ、載せている工作機械の前端部がガタツと真下へ落下したのである。この結果、機械の下部と道板との間にAさんは右手から前腕にかけて挟まれ、残存障害が懸念される挫滅創の重傷を負った。

◎発生原因と対策



イラスト・森沢康代

1は荷台を斜めにし、かつ、荷台後端部には道板を地面まで架け渡してあるため、作業指揮者Bさんの指揮の下、荷台前方に設けたウインチからワイヤーロープを引き出していくと、これを工作機械を載せているローラー台車に取り付け、そしてウインチを起動させて引っ張り上げを開始した。ところが、十分に事前にも目測確認していたのであったが、道板上面をゆっくりと動くローラー台車が少しずつズレていきそうだった。そこで、Aさんは先頭部のローラー台車のハンドル（位置的に載せている機械の先端部の下方に入っている）に手を伸ばし進路修正をしようとしていたところ、

①ローラー台車の扱いにおいて工作機械下部（危険域内）へ手を入れていたこと、また、当該ローラーの外れ防止に留意したウインチ操作対応等についての作業指揮が不適切であったこと。重量物を本例の如き作業方法で積載する場合に

は、作業中に生じるトラブルに備えた作業をする必要がある。特に、ローラー台車が道板上を進行中に進行のズレが生じないように十分な設定・確認を行うこと、ズレが生じた際の修正作業では重量物の落下に伴う危害の防止等について、的確に作業を指揮することが大事であるが、これが不適切であったといえる。

②トレーラーへの積載において、作業の安全管理に事業者として問題があったこと。

つまり、本例の如き作業においては、作業計画を作成し、これに基づき、作業指揮者の的確な指揮の下で作業させるべきところ、作業計画の未作成や作業指揮の不適切により重量物の落下が生じたものである。加えて、作業員に対しては危険感受性を高めるための安全教育の実施（例えばKYT）が未実施ないし不十分な状態にあったことから、Aさん自身が落下に伴う危険回避への対応がとれなかったといえるの

である。

※労働安全衛生法第21条 事業者は、……荷役等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じること。

※労働安全衛生規則第151条の3 事業者は、……作業を行うときは、あらかじめ……荷の種類、形状等に適応する作業計画を定め、作業すること。

※同規則第151条の70 事業者は、一の荷でその重量が1000キログラム以上のものを積み卸す作業を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、その者に、作業手順及び作業手順ごとの作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること、その他の事項を行わせること。

モノを引っ張り上げようとするとき、そこには大なり小なり危険の芽が生ずるものである。摘み取るう危険の芽、引っ張り上げよう作業の安全！（Y2X労働安全衛生コンサルタント事務所長）